令和元年８月19日
議会運営委員会資料

令和元年第４回宮崎市議会（９月定例会）

提出案件一覧

１　件数

議　案	・・・・・	９３件
報　告	・・・・・	１７件
合　計	・・・・・	１１０件

２　内訳

（１）議案（９３件）

①平成３０年度決算の認定等（１７件）　⇒　議案第１０６号～議案第１２２号

②令和元年度補正予算案（７件）　⇒　議案第１２３号～議案第１２９号

③議決事項の一部変更（１件）　⇒　議案第１３０号

④字の区域の変更（２件）　⇒　議案第１３１号・議案第１３２号

⑤条例案（６６件）　⇒　議案第１３３号～議案第１９８号

（２）報告（１７件）

①継続費精算報告（３件）　⇒　報告第２９号～報告第３１号

②健全化判断比率の報告（１件）　⇒　報告第３２号

③資金不足比率の報告（１件）　⇒　報告第３３号

④経営状況の報告（５件）　⇒　報告第３４号～報告第３８号

⑤公立大学法人の年度業務実績評価結果の報告（１件）　⇒　報告第３９号

⑥公立大学法人の中期目標業務実績評価結果の報告（１件）⇒　報告第４０号

⑦専決処分の報告（５件）　⇒　報告第４１号～報告第４５号

- 議決事項の一部変更（２件）
- 和解及び損害賠償の額を定めること（３件）

３　議案の概要

平成３０年度決算の認定等（１７件）

議案第１０６号　平成３０年度宮崎市一般会計歳入歳出決算の認定について　【会計課】

◇決算額

歳入総額	１，６１３億３，６４４万７，９５１円	
歳出総額	１，５６９億９，４６７万１，５８３円	
歳入歳出差引額	４３億４，１７７万６，３６８円	
繰越額	９億８，７０９万２，６８５円	（継続費逓次繰越、繰越明許費、事故繰越し）
実質収支額	３３億５，４６８万３，６８３円	
基金繰入額	２０億　円	
差引	１３億５，４６８万３，６８３円	

議案第１０７号　平成３０年度宮崎市公営住宅建設資金特別会計歳入歳出決算の認定について　【会計課】

◇決算額

歳入総額	１７億　５８５万８，６３０円	
歳出総額	１７億　３４６万６，３３２円	
歳入歳出差引額	２３９万２，２９８円	
繰越額	０円	
実質収支額	２３９万２，２９８円	
基金繰入額	２３９万２，２９８円	
差引	０円	

議案第１０８号　平成３０年度宮崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について　【会計課】

◇決算額

歳入総額	４３２億２，２７９万２，５６９円	
歳出総額	４２０億３，２８２万　９円	
歳入歳出差引額	１１億８，９９７万２，５６０円	
繰越額	０円	
実質収支額	１１億８，９９７万２，５６０円	
基金繰入額	６億　円	
差引	５億８，９９７万２，５６０円	

議案第１０９号　平成３０年度宮崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

【会計課】

◇決算額

歳入総額	４７億３，４６７万　５７９円
歳出総額	４７億１，８６４万１，１４６円
歳入歳出差引額	１，６０２万９，４３３円
繰越額	０円
実質収支額	１，６０２万９，４３３円

議案第１１０号　平成３０年度宮崎市公園墓地特別会計歳入歳出決算の認定について

【会計課】

◇決算額

歳入総額	２億８，９３４万５，３８５円
歳出総額	２億８，９３３万２，１３５円
歳入歳出差引額	１３，２５０円
繰越額	０円
実質収支額	１３，２５０円
基金繰入額	１３，２５０円
差引	０円

議案第１１１号　平成３０年度宮崎市卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定について

【会計課】

◇決算額

歳入総額	７億４，０９７万１，４７４円
歳出総額	７億４，０９７万１，４７４円
歳入歳出差引額	０円
繰越額	０円
実質収支額	０円

議案第１１２号　平成３０年度宮崎市用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

【会計課】

◇決算額

歳入総額	１，５３９万９，２９８円
歳出総額	１，５３９万９，２９８円
歳入歳出差引額	０円
繰越額	０円
実質収支額	０円

議案第１１３号　平成３０年度宮崎市母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について　【会計課】

◇決算額		
歳入総額	５，６１５万７，６９６円	
歳出総額	３，０５８万７，６９４円	
歳入歳出差引額	２，５５７万　　２円	
繰越額	０円	
実質収支額	２，５５７万　　２円	

議案第１１４号　平成３０年度宮崎市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について　【会計課】

◇決算額		
歳入総額	３３５億８，５４５万２，８９６円	
歳出総額	３３１億１，１８１万３，７１１円	
歳入歳出差引額	４億７，３６３万９，１８５円	
繰越額	０円	
実質収支額	４億７，３６３万９，１８５円	
基金繰入額	２億１，２０５万７，９４９円	
差引	２億６，１５８万１，２３６円	

議案第１１５号　平成３０年度宮崎市公設合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について　【会計課】

◇決算額		
歳入総額	３億３，９４４万２，７０４円	
歳出総額	３億３，６７０万５，４４２円	
歳入歳出差引額	２７３万７，２６２円	
繰越額	０円	
実質収支額	２７３万７，２６２円	

議案第１１６号　平成３０年度宮崎市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について　【会計課】

◇決算額		
歳入総額	２億９，３６４万８，３６２円	
歳出総額	１億９，８８５万７，６７７円	
歳入歳出差引額	９，４７９万　６８５円	
繰越額	６万６，５０６円	（繰越明許費）
実質収支額	９，４７２万４，１７９円	

議案第１１７号　平成３０年度宮崎市公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について

【会計課】

◇決算額

歳入総額	２２０億３，６８１万７，５１５円
歳出総額	２２０億３，６８１万７，５１５円
歳入歳出差引額	０円
繰越額	０円
実質収支額	０円

議案第１１８号　平成３０年度宮崎市水道事業会計剰余金の処分及び平成３０年度宮崎市水道事業会計決算の認定について　【上下水道局 管理部 財務課】

◇剰余金の処分

平成３０年度宮崎市水道事業会計未処分利益剰余金のうち１，２９３，８８１，４０５円を建設改良積立金に積み立てる。

◇決算額

収益的収入	８５億３，４６４万　８５５円
収益的支出	６９億４，４６８万５，８６９円
差引	１５億８，９９５万４，９８６円
消費税等差引額	２億９，６０７万３，５８１円
当年度純利益金額	１２億９，３８８万１，４０５円

議案第１１９号　平成３０年度宮崎市工業用水道事業会計決算の認定について

【上下水道局 管理部 財務課】

◇決算額

収益的収入	１，３７２万２，０４９円
収益的支出	１，４１７万９，３７５円
差引	▲４５万７，３２６円
消費税等差引額	５３万２，０２８円
当年度純損失金額	９８万９，３５４円
利益積立金からの繰入	９８万９，３５４円
繰越欠損金	０円

議案第１２０号　平成３０年度宮崎市公共下水道事業会計剰余金の処分及び平成３０年度宮崎市公共下水道事業会計決算の認定について

【上下水道局 管理部 財務課】

◇剰余金の処分

平成３０年度宮崎市公共下水道事業会計未処分利益剰余金のうち７３，０９７，７６８円を減債積立金に積み立てる。

◇決算額

収益的収入	１０７億５，５４２万　　２２円
収益的支出	１０５億　４４３万　２３７円
差引	２億５，０９８万９，７８５円
消費税等差引額	１億７，７８９万２，０１７円
当年度純利益金額	７，３０９万７，７６８円

議案第１２１号　平成３０年度宮崎市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び平成３０年度宮崎市農業集落排水事業会計決算の認定について

【上下水道局 管理部 財務課】

◇剰余金の処分

平成３０年度宮崎市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金のうち２１，５２３，３２３円を減債積立金に積み立てる。

◇決算額

収益的収入	６億５，８１９万３，２６２円
収益的支出	６億３，３６３万３，９７０円
差引	２，４５５万９，２９２円
消費税等差引額	３０３万５，９６９円
当年度純利益金額	２，１５２万３，３２３円

議案第１２２号　平成３０年度宮崎市田野病院事業会計剰余金の処分及び平成３０年度宮崎市田野病院事業会計決算の認定について　【保健医療課】

◇剰余金の処分

平成３０年度宮崎市田野病院事業会計未処理欠損金のうち１３，９３３，５５８円を資本金に組み入れる。

◇決算額

収益的収入	９億３，４０９万１，０９０円	
収益的支出	１０億４，２２６万４，７８７円	
差引	▲１億	８１７万３，６９７円
消費税等差引額		▲１，８９９円
当年度純損失金額	１億	８１７万１，７９８円
前年度繰越欠損金	１１億６，４３６万８，１５５円	
繰越欠損金	１２億７，２５３万９，９５３円	

令和元年度補正予算案（７件）

《一般会計》

議案第１２３号　令和元年度宮崎市一般会計補正予算（第３号）案

【財政課（予算担当課）】

《特別会計》

議案第１２４号　令和元年度宮崎市介護保険特別会計補正予算（第２号）案

議案第１２５号　令和元年度宮崎市公設合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第１号）案

【財政課（予算担当課）】

《企業会計》

議案第１２６号　令和元年度宮崎市水道事業会計補正予算（第１号）案

議案第１２７号　令和元年度宮崎市工業用水道事業会計補正予算（第１号）案

議案第１２８号　令和元年度宮崎市公共下水道事業会計補正予算（第１号）案

議案第１２９号　令和元年度宮崎市農業集落排水事業会計補正予算（第１号）案

【上下水道局 管理部 財務課】

別添「令和元年度９月補正予算案概要」のとおり

議案第１３０号　「工事請負契約の締結について（平成３０年度昭和通線（小戸之橋）新橋設置工事（上部工２工区））」の議決事項の一部変更について

【契約課（市街地整備課）】

◇提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議決された事項の一部を変更するため、本案を提出するもの。

◇変更事項

「３　契約の金額　１，２１０，６２６，０００円」を

「３　契約の金額　１，２６２，５９９，５５１円」に変更する。

（５１，９７３，５５１円の増額）

◇変更理由

・インフレスライド条項の規定に基づく変更について

公共工事設計労務単価の引上げ及び国・県におけるインフレスライド条項適用の取扱いに準じ、宮崎市工事請負契約約款第２５条第６項（インフレスライド条項）の規定に基づき増額変更する必要が生じたため。

・他工事（上部工１工区）との工事間調整による橋梁工各種に係る数量変更について

本工事施工の効率性や現場安全性を考慮し、他工事（上部工１工区）との工事間調整を行い、張出部における開口部の閉塞及び橋面手摺材の賃借に係る費用を本工事に追加する必要が生じたため。

・ＰＣケーブル緊張箇所の数量変更について

当初、一部のＰＣケーブル（Ｎ＝１１２本）の緊張箇所について、ケーブルの片端で緊張を行うことを予定していたが、工事着手前の照査において、所定の緊張力確保のために両端から緊張を行わなければならないことが確認されたことから、ＰＣケーブル緊張を１１２箇所から２２４箇所に変更する必要が生じたため。

※（参考）議決内容

当初契約議案：工事請負契約の締結（平成３０年９月定例会　議案第１１８号）

１　工事名　　昭和通線（小戸之橋）新橋設置工事（上部工２工区）

２　契約の方法　　条件付一般競争入札

３　契約の金額　　１，２１０，６２６，０００円

４　契約の相手方　コーアツ・桜木・村田特定建設工事共同企業体

議案第１３１号　字の区域の変更について　【農村整備課】

◇提案理由

土地改良事業の施行に伴い、字の区域を変更するため、地方自治法第２６０条第１項の規定により、本案を提出するもの。

◇変更内容

平成３１年３月１０日換地計画決定に係る土地改良事業（県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業（吉野地区）１換地区）の施行の結果、次のとおり字の区域を変更する。

	現行	変更後
１	「宮崎市大字吉野字深坪１３１番イ号の２」	「宮崎市大字吉野字柳原」
２	「宮崎市大字吉野字谷口１１２５番ロ号」	

◇施行日

土地改良事業（県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業（吉野地区）１換地区）の換地処分の公告のあった日の翌日

議案第１３２号　字の区域の変更について　【高岡総合支所 農林建設課】

◇提案理由

土地改良事業の施行に伴い、字の区域を変更するため、地方自治法第２６０条第１項の規定により、本案を提出するもの。

◇変更内容

平成３１年３月１９日換地計画決定に係る土地改良事業（県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業（中山・花見地区）２換地区）の施行の結果、次のとおり字の区域を変更する。

現行	変更後
「宮崎市高岡町花見字矢越１３３０番１」及び「この区域に隣接する道路である市有地の全部」	「宮崎市高岡町花見字池田」

◇施行日

土地改良事業（県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業（中山・花見地区）２換地区）の換地処分の公告のあった日の翌日

議案第１３３号から議案第１９８号まで　条例案（６６件）

議案第１３３号　宮崎市印鑑条例の一部改正について　【市民課】

◇提案理由

住民基本台帳法施行令の改正に伴い、所要の改正を行う等のため。

◇主な内容

氏に変更のあった者に係る「旧氏」を用いた印鑑に関する事項並びに外国人住民に係る「通称」及び「氏名の片仮名表記」を用いた印鑑に関する事項を追加する。（第３条、第５条、第 12 条、第 13 条）

◇施行期日

令和元年１１月５日

議案第１３４号　宮崎市立幼稚園条例及び宮崎市保育所条例の一部改正について

【保育幼稚園課】

◇提案理由

子ども・子育て支援法等の改正に伴い、幼稚園及び保育所の保育料の無償化等を行うため。

◇主な内容

１　宮崎市立幼稚園の保育料の無償化（第１条）

宮崎市立幼稚園の児童の保育料を無料とする。

２　宮崎市保育所の保育料の改正（第２条）

（１）　宮崎市保育所の乳幼児等のうち３歳以上の児童（満３歳に達する日以後の最初の３月 31 日を経過した教育・保育給付認定子ども）に対する保育料を無料にするための改正を行う。

（２）　宮崎市保育所の乳幼児等のうち３歳以上の児童（規則で定める者を除く。）の食事の提供に要する費用については、保護者の負担とする。

◇施行期日

令和元年１０月１日（経過措置の規定あり）

議案第１３５号　宮崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について　【保育幼稚園課】

◇提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

１　保育所等との連携に係る改正（第６条）

家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるときは、連携施設の確保を不要とすることができる。

２　連携施設に関する特例に係る改正（第 45 条）

特例保育所型事業所内保育事業者については、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることができる。

３　連携施設に関する経過措置に係る改正（附則第３条）

家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）の連携施設の確保に関する猶予期間を、５年間から 10 年間に延長する。

◇施行期日

公布の日

議案第１３６号　宮崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について　【保育幼稚園課】

◇提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

１　用語の整理

子ども・子育て支援法の改正に伴い、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」又は「満３歳未満保育認定子ども」に改める。

２　利用者負担額等の受領に係る改正（第 13 条）

特定教育・保育施設が受領する利用者負担額等については、満３歳未満保育認定子ども（３歳になった当該年度までの保育の必要な教育・保育給付認定子ども）に係るものに限る。

３　地域型保育事業と特定教育・保育施設との連携に係る改正（第42条）

特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。４において同じ。）について、代替保育の提供に係る連携施設を確保することが著しく困難と認められる場合であって、連携協力を行う者との間で役割分担及び責任の所在が明確化されている等の要件を満たすと市長が認めるときは、連携協力を行う者を適切に確保することをもって、連携施設の確保に代えることができることとする。

４　連携施設に関する経過措置に係る改正（附則第４条）

特定地域型保育事業者の連携施設の確保に関する猶予期間を、５年間から 10 年間に延長する。

◇施行期日

令和元年１０月１日

議案第１３７号　子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第４条第１項の規定により子ども・子育て支援法第７条第１０項第４号に掲げる施設とみなされる施設に係る施設等利用費の支給に関する条例の制定について

【保育幼稚園課】

◇提案理由

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第４条第１項の規定により子ども・子育て支援施設等とみなされる施設に係る施設等利用費の支給に関し必要な事項を定めるため。

◇主な内容

認可外保育施設のうち、子ども・子育て支援法施行規則第１条に定める基準を満たす施設のみ施設等利用費の支給対象とする。（第２条、第３条）

◇施行期日

令和元年１０月１日

議案第１３８号　宮崎白浜オートキャンプ場条例の一部改正について　　【観光戦略課】

◇提案理由

宮崎白浜オートキャンプ場に公共施設等運営権制度を導入するため、並びに消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うオートキャンプ場の利用料金の上限額の改定を行う等のため。

◇主な内容

１　公共施設等運営権制度の導入

（１）　公共施設等運営権を設定する場合の指定管理者の業務（第５条）

市長がオートキャンプ場の運営等に係る公共施設等運営権を設定する場合の指定管理者の業務は、オートキャンプ場の利用の許可に関する業務に限る。

（２）　市長は、オートキャンプ場の運営等に係る公共施設等運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとする場合には、次の実施方針を定めるものとする。（第 15 条）

・民間事業者の選定の手続（第 16 条）
・運営等の基準（第 17 条）
・公共施設等運営権者の業務（第 18 条）
・公共施設等運営権者が定める利用料金等（第 19 条）

２　消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもの

・指定管理者が定めるオートキャンプ場の利用料金の上限額を改定する。（別表）

※　「条例改正新旧対照」35 ページから 36 ページを参照

３　その他

テントサイトの利用時間を変更する。（第２条）

施設	利用区分	利用時間	
		改正後	現行
テントサイト	宿泊利用	午後３時から翌日の午前 10 時まで	午後２時から翌日の午後１時まで
	日帰り利用	午前 10 時から午後３時まで	午前９時から午後４時まで

◇施行期日

１は、公布の日
２は、令和元年１０月１日（経過措置の規定あり）
３は、令和２年４月１日

議案第１３９号　宮崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部改正について　【農業委員会事務局】

◇提案理由

農業委員会委員の候補者の選考に関する事項について調査審議することを目的として、農業委員会委員選考委員会を設置するため。

◇主な内容

１　題名の改正

条例の題名を「宮崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に関する条例」に改める。

２　選考委員会の設置（第４条）

（１）　市長の諮問に応じ、農業委員会委員の候補者の選考に関する事項について調査審議するため、選考委員会を置く。

（２）　選考委員会は、委員５人以内をもって組織する。

（３）　選考委員会の委員は、農業に関し識見を有する者その他の市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

（４）　選考委員会の委員の任期は、３年とする。

（５）　選考委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

◇施行期日

公布の日

議案第１４０号　宮崎市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について　【都市計画課】

◇提案理由

宮崎広域都市計画花ケ島地区地区計画の変更に伴い、同地区計画の区域内における建築物の制限を変更する等のため。

◇主な内容

花ケ島地区地区整備計画区域内における建築してはならない建築物から、児童福祉法第６条の２の２第１項に規定する障害児通所支援事業（同条第２項に規定する児童発達支援又は同条第４項に規定する放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設を除外する。（別表第２）

◇施行期日

公布の日

議案第１４１号　宮崎市水道事業給水条例の一部改正について

【上下水道局 管理部 財務課・給排水設備課】

◇提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、水道料金及び給水負担金の額の改定を行い、並びに指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料の新設を行うため。

◇主な内容

１　消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもの

・水道料金及び給水負担金の額を改定する。（第 23 条、第 28 条の２）

２　指定の更新に係る手数料の新設を行うもの

・指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料を新設する。（第 29 条の２、別表第３）

※　「条例改正新旧対照」42 ページを参照

◇施行期日

令和元年１０月１日（経過措置の規定あり）

議案第１４２号　宮崎市民プラザ条例の一部改正について　【文化・市民活動課】

◇提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、宮崎市民プラザの使用料の額の改定を行う等のため。

◇主な内容

１　消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもの

・宮崎市民プラザの使用料の額を改定する。（別表）

２　その他

・ホールの舞台のみを使用するときの使用料の端数金額の切捨てを 100 円未満から 10 円未満とする。（別表）

※　「条例改正新旧対照」44 ページから 47 ページを参照

◇施行期日

令和元年１０月１日（経過措置の規定あり）

議案第１４３号　みやざきアートセンター条例の一部改正について　【文化・市民活動課】

◇提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、みやざきアートセンターの利用料金の上限額の改定を行うため。

◇主な内容

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもの

・みやざきアートセンターの利用料金の上限額を改定する。（別表）

※　「条例改正新旧対照」48 ページを参照

◇施行期日

令和元年１０月１日（経過措置の規定あり）

議案第１４４号　宮崎市清武文化会館条例の一部改正について　【文化・市民活動課】

◇提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、清武文化会館の利用料金の上限額の改定を行うため。

◇主な内容

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもの

・清武文化会館の利用料金の上限額を改定する。（別表）

※　「条例改正新旧対照」50 ページから 51 ページを参照

◇施行期日

令和元年１０月１日（経過措置の規定あり）

1ŸL¨ >/>2>3• î wº v - å ± î ² [b M4Š5 G _ X 8 Z …æ¥ Ñ × ½¸ • 1"

Í f L#.#ä

˜ 2 &ï"á l g …‰˜ 2 &ï"á b , V F _ 8 º v - å ± î b Q#Ýq b8 b 5 †/œ:

S u

Í z ^ Æ

˜ 2 &ï"á l g …‰˜ 2 &ï"á b , V F _ : v b

í º v - å ± î b Q#Ýq b8 † 5 M• >&9/² >'

d ² [5 G, § P!· Ì î ª † g!·

1ŸL¨ >/>2>4•

議案第１６８号　宮崎市運動広場条例の一部改正について　　【スポーツランド推進課】

◇提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、佐土原西運動広場及びサンスポーツランド高岡の使用料の額の改定を行うため。

◇主な内容

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもの

・佐土原西運動広場及びサンスポーツランド高岡の使用料の額を改定する。（別表第３）

※　「条例改正新旧対照」81 ページを参照

◇施行期日

令和元年１０月１日（経過措置の規定あり）

議案第１６９号　宮崎市立体育館条例の一部改正について　　【スポーツランド推進課】

◇提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、体育館の使用料の額の改定を行うため。

◇主な内容

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもの

・体育館の使用料の額を改定する。（別表第１～別表第８）

※　「条例改正新旧対照」82 ページから 87 ページを参照

◇施行期日

令和元年１０月１日（経過措置の規定あり）

議案第１７０号　宮崎市武道館条例の一部改正について　　【スポーツランド推進課】

◇提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、武道館の使用料の額の改定を行うため。

◇主な内容

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもの

・武道館の使用料の額を改定する。（別表）

※　「条例改正新旧対照」88 ページを参照

◇施行期日

令和元年１０月１日（経過措置の規定あり）

議案第１７１号　宮崎市Ｂ＆Ｇ海洋センター条例の一部改正について

【スポーツランド推進課】

◇提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、Ｂ＆Ｇ海洋センターの使用料の額の改定を行うため。

◇主な内容

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもの

・Ｂ＆Ｇ海洋センターの使用料の額を改定する。（別表）

※　「条例改正新旧対照」89 ページを参照

◇施行期日

令和元年１０月１日（経過措置の規定あり）

議案第１７２号　宮崎市石崎の杜歓鯨館条例の一部改正について【スポーツランド推進課】

◇提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、石崎の杜歓鯨館の利用料金の上限額の改定を行うため。

◇主な内容

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもの

・石崎の杜歓鯨館の利用料金の上限額を改定する。（別表）

※　「条例改正新旧対照」90 ページを参照

◇施行期日

令和元年１０月１日（経過措置の規定あり）

議案第１７３号　宮崎市青島パークゴルフ場条例の一部改正について

【スポーツランド推進課】

◇提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、青島パークゴルフ場の利用料金の上限額の改定を行う等のため。

◇主な内容

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもの

・青島パークゴルフ場の利用料金の上限額を改定する。（別表）

※　「条例改正新旧対照」91 ページを参照

◇施行期日

令和元年１０月１日（経過措置の規定あり）

議案第１７４号　宮崎テクノリサーチパーク交流研修センター条例の一部改正について

【工業政策課】

◇提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、宮崎テクノリサーチパーク交流研修センターの使用料の額の改定を行うため。

◇主な内容

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもの

・宮崎テクノリサーチパーク交流研修センターの使用料の額を改定する。（別表）

※　「条例改正新旧対照」92 ページを参照

◇施行期日

令和元年１０月１日（経過措置の規定あり）

議案第１７５号　宮崎市道の駅フェニックス条例の一部改正について　【観光戦略課】

◇提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、道の駅フェニックスの利用料金の上限額の改定を行うため。

◇主な内容

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもの

・道の駅フェニックスの利用料金の上限額を改定する。（別表）

※　「条例改正新旧対照」93 ページを参照

◇施行期日

令和元年１０月１日（経過措置の規定あり）

議案第１７６号　宮崎市高岡温泉やすらぎの郷条例の一部改正について

【高岡総合支所 地域市民福祉課】

◇提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、高岡温泉やすらぎの郷の利用料金の上限額の改定を行うため。

◇主な内容

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもの

・高岡温泉やすらぎの郷の利用料金の上限額を改定する。（別表）

※　「条例改正新旧対照」94 ページを参照

◇施行期日

令和元年１０月１日（経過措置の規定あり）

議案第１７７号　宮崎市青島ビーチセンター条例の一部改正について　【観光戦略課】

◇提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、青島ビーチセンターの利用料金の上限額の改定を行うため。

◇主な内容

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもの

・青島ビーチセンターの利用料金の上限額を改定する。（別表）

※　「条例改正新旧対照」95 ページを参照

◇施行期日

令和元年１０月１日（経過措置の規定あり）

議案第１７８号　宮崎市自然休養村センター条例の一部改正について　【森林水産課】

◇提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、自然休養村センターの利用料金の上限額の改定を行う等のため。

◇主な内容

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもの

・自然休養村センターの利用料金の上限額を改定する。（別表）

※　「条例改正新旧対照」96 ページから 97 ページを参照

◇施行期日

令和元年１０月１日（経過措置の規定あり）

議案第１７９号　宮崎市農村環境改善センター条例の一部改正について

【地域コミュニティ課】

◇提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、農村環境改善センターの使用料の額の改定を行うため。

◇主な内容

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもの

・農村環境改善センターの使用料の額を改定する。（別表第１～別表第５）

※　「条例改正新旧対照」98 ページから 99 ページを参照

◇施行期日

令和元年１０月１日（経過措置の規定あり）

議案第１８０号　宮崎市農業構造改善センター条例の一部改正について

【佐土原総合支所 農林建設課】

◇提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、農業構造改善センターの使用料の額及び利用料金の上限額の改定を行うため。

◇主な内容

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもの

・農業構造改善センターの使用料の額及び利用料金の上限額を改定する。（別表第１、別表第２）

※　「条例改正新旧対照」100 ページを参照

◇施行期日

令和元年１０月１日（経過措置の規定あり）

議案第１８１号　宮崎市ふるさと農産物加工センター条例の一部改正について

【農業振興課】

◇提案理由
　消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、ふるさと農産物加工センターの利用料金の上限額の改定を行うため。

◇主な内容
　消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもの
　・ふるさと農産物加工センターの利用料金の上限額を改定する。（別表）
※　「条例改正新旧対照」101 ページを参照

◇施行期日
　令和元年１０月１日（経過措置の規定あり）

議案第１８２号　宮崎市田野物産センター条例の一部改正について

【田野総合支所 農林建設課】

◇提案理由
　消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、田野物産センターの利用料金の上限額の改定を行うため。

◇主な内容
　消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもの
　・田野物産センターの利用料金の上限額を改定する。（別表）
※　「条例改正新旧対照」102 ページを参照

◇施行期日
　令和元年１０月１日（経過措置の規定あり）

議案第１８３号　宮崎市道の駅田野総合案内施設条例の一部改正について

【田野総合支所 農林建設課】

◇提案理由
　消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、道の駅田野総合案内施設の利用料金の上限額の改定を行うため。

◇主な内容
　消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもの
　・道の駅田野総合案内施設の利用料金の上限額を改定する。（別表）
※　「条例改正新旧対照」103 ページを参照

◇施行期日
　令和元年１０月１日（経過措置の規定あり）

議案第１８４号　宮崎市道の駅高岡条例の一部改正について【高岡総合支所 農林建設課】

◇提案理由
　消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、道の駅高岡の利用料金の上限額の改定を行うため。

◇主な内容
　消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもの
　・道の駅高岡の利用料金の上限額を改定する。（別表）
※　「条例改正新旧対照」104 ページを参照

◇施行期日
　令和元年１０月１日（経過措置の規定あり）

議案第１８５号　宮崎市農業団地センター条例の一部改正について
【高岡総合支所 農林建設課】

◇提案理由
　消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、農業団地センターの使用料の額の改定を行うため。

◇主な内容
　消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもの
　・農業団地センターの使用料の額を改定する。（別表）
※　「条例改正新旧対照」105 ページを参照

◇施行期日
　令和元年１０月１日（経過措置の規定あり）

議案第１８６号　宮崎市内山農村研修センター条例の一部改正について
【高岡総合支所 農林建設課】

◇提案理由
　消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、内山農村研修センターの使用料の額の改定を行うため。

◇主な内容
　消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもの
　・内山農村研修センターの使用料の額を改定する。（別表）
※　「条例改正新旧対照」106 ページを参照

◇施行期日
　令和元年１０月１日（経過措置の規定あり）

議案第１８７号　宮崎市農村公園条例の一部改正について　【農村整備課】

◇提案理由
　消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、農村公園の使用料の額の改定を行うため。

◇主な内容
　消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもの
　・農村公園の使用料の額を改定する。（別表第２）
※　「条例改正新旧対照」107 ページを参照

◇施行期日
　令和元年１０月１日（経過措置の規定あり）

議案第１８８号　宮崎市市民農園条例の一部改正について【佐土原総合支所 農林建設課】

◇提案理由
　消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、市民農園の使用料の額の改定を行うため。

◇主な内容
　消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもの
　・市民農園の使用料の額を改定する。（第 13 条）
※　「条例改正新旧対照」108 ページを参照

◇施行期日
　令和元年１０月１日（経過措置の規定あり）

議案第１８９号　宮崎市中央卸売市場業務条例の一部改正について　【市場課】

◇提案理由
　消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、市場施設の使用料の上限額の改定等を行うため。

◇主な内容
　消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもの
　・市場施設の使用料の上限額を改定する。（別表第４）
※　「条例改正新旧対照」109 ページから 111 ページを参照

◇施行期日
　規則で定める日（経過措置の規定あり）

議案第１９０号　宮崎市公設地方卸売市場業務条例の一部改正について　【市場課】

◇提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、市場施設の使用料の上限額の改定等を行うため。

◇主な内容

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもの

・市場施設の使用料の上限額を改定する。（別表第３）

※　「条例改正新旧対照」112 ページから 113 ページを参照

◇施行期日

規則で定める日（経過措置の規定あり）

議案第１９１号　宮崎市道路占用料条例の一部改正について　【用地管理課】

◇提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、道路の占用料の額の改定を行うため。

◇主な内容

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもの

・道路の占用料の額を改定する。（第３条）

※　「条例改正新旧対照」114 ページを参照

◇施行期日

令和元年１０月１日（経過措置の規定あり）

議案第１９２号　宮崎市公共物管理条例の一部改正について　【用地管理課】

◇提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、公共物の使用料の額の改定を行うため。

◇主な内容

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもの

・公共物の使用料の額を改定する。（別表第２）

※　「条例改正新旧対照」115 ページを参照

◇施行期日

令和元年１０月１日（経過措置の規定あり）

議案第１９３号　宮崎市準用河川管理条例の一部改正について　【用地管理課】

◇提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、流水占用料の額の改定を行うため。

◇主な内容

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもの

・流水占用料の額を改定する。（別表）

※　「条例改正新旧対照」116 ページを参照

◇施行期日

令和元年１０月１日（経過措置の規定あり）

議案第１９４号　宮崎市都市公園条例の一部改正について

【公園緑地課・スポーツランド推進課・
高岡総合支所 農林建設課・清武総合支所 農林建設課】

◇提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、都市公園の利用料金の上限額及び使用料の額の改定を行う等のため。

◇主な内容

１　消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもの

・都市公園の利用料金の上限額及び使用料の額を改定する。（別表第４～別表第７）

※　「条例改正新旧対照」118 ページから 135 ページを参照

２　久峰総合公園のパターゴルフ・ミニパークゴルフ場の料金体系の見直し

・パターゴルフ・ミニパークゴルフ場の料金体系を１ラウンド制から１日制とする。（別表第６）

改正後		現行	
区分	金額	区分	金額
小人	１日につき　150 円	小人	１ラウンドにつき　150 円
大人	１日につき　250 円	大人	１ラウンドにつき　250 円

※　「条例改正新旧対照」128 ページから 129 ページを参照

３　岡ノ下公園のテニスコート使用料の見直し

・テニスコートの改修に伴い、岡ノ下公園のテニスコート使用料を次のように改定する。（別表第６）

改正後		現行	
区分	金額	区分	金額
児童生徒　１面につき	１時間につき　310 円	１面につき	１時間につき　130 円
一般　１面につき	１時間につき　630 円		

※　「条例改正新旧対照」134 ページから 135 ページを参照

◇施行期日

令和元年１０月１日（経過措置の規定あり）

議案第１９５号　宮崎市フェニックス自然動物園条例の一部改正について　【公園緑地課】

◇提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、フェニックス自然動物園の利用料金の上限額の改定を行うため。

◇主な内容

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもの

・フェニックス自然動物園の利用料金の上限額を改定する。（別表）

※　「条例改正新旧対照」136 ページを参照

◇施行期日

令和元年１０月１日（経過措置の規定あり）

議案第１９６号　宮崎市工業用水道事業給水条例の一部改正について

【上下水道局 管理部 財務課・水道部 営業所工務課】

◇提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、工業用水道の料金、給水負担金及び水道メーターの使用料の額の改定を行うため。

◇主な内容

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもの

・工業用水道の料金、給水負担金及び水道メーターの使用料の額を改定する。（第 11 条、第 20 条、第 25 条）

※　「条例改正新旧対照」137 ページを参照

◇施行期日

令和元年１０月１日（経過措置の規定あり）

議案第１９７号　宮崎市下水道条例の一部改正について　　【上下水道局 管理部 財務課】

◇提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、下水道使用料の額の改定を行うため。

◇主な内容

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもの

・下水道使用料の額を改定する。（第 17 条）

※　「条例改正新旧対照」138 ページを参照

◇施行期日

令和元年１０月１日（経過措置の規定あり）

議案第１９８号　宮崎市火災予防条例の一部改正について　　【消防局 予防課】

◇提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料の額の改定を行うため。

◇主な内容

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもの

・浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を改定する。（別表第 10）

※　「条例改正新旧対照」139 ページを参照

◇施行期日

令和元年１０月１日（経過措置の規定あり）

４　報告の概要

報告第２９号　平成３０年度宮崎市一般会計継続費精算報告書　【財政課】

◇概要

地方自治法施行令第１４５条第２項の規定により、継続費精算報告書を作成し議会に報告するもの。

◇内容

＜一般会計＞　（単位：円）

款・項	事業名	対象年度	全体計画額①	支払義務発生額②	差①－②
45 土木費 30 都市計画費	宮崎市フェニックス自然動物園チンパンジー舎新築事業	H29～30	554,000,000	547,843,142	6,156,858
55 教育費 30 社会教育費	（仮称）清武地区公立公民館建設事業	H29～30	533,231,000	520,370,848	12,860,152

報告第３０号　平成３０年度宮崎市水道事業会計継続費精算報告書

【上下水道局 管理部 財務課】

◇概要

地方公営企業法施行令第１８条の２第２項の規定により、継続費精算報告書を作成し議会に報告するもの。

◇内容

＜水道事業会計＞　（単位：円）

款・項	事業名	対象年度	全体計画額①	支払義務発生額②	差①－②
1 水道事業 資本的支出 1 建設改良費	富吉水源地電気設備更新事業	H29～30	278,660,000	234,301,000	44,359,000

報告第３１号　平成３０年度宮崎市公共下水道事業会計継続費精算報告書

【上下水道局 管理部 財務課】

◇概要

地方公営企業法施行令第１８条の２第２項の規定により、継続費精算報告書を作成し議会に報告するもの。

◇内容

＜公共下水道事業会計＞　（単位：円）

款・項	事業名	対象年度	全体計画額①	支払義務発生額②	差①－②
1下水道事業資本的支出 1建設改良費	佐土原浄化センター水処理施設（４池）機械・電気設備等整備事業	H28～30	675,780,000	524,400,000	151,380,000

報告第３２号　平成３０年度宮崎市健全化判断比率について　【財政課】

◇概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、「健全化判断比率」を議会に報告するもの。

＜健全化判断比率＞　（単位：%）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－ （１１．２５）	－ （１６．２５）	７．６ （２５．０）	４７．９ （３５０．０）

※　「実質赤字比率」の「－」は、実質赤字額がないことを示す。

※　「連結実質赤字比率」の「－」は、連結実質赤字額がないことを示す。

※　各比率の括弧内数値は、宮崎市の早期健全化基準を示す。

報告第３３号　平成３０年度宮崎市資金不足比率について　【財政課】

◇概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、「資金不足比率」を議会に報告するもの。

＜資金不足比率＞　（単位：%）

特別会計の名称	資金不足比率	特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	－	田野病院事業会計	－
工業用水道事業会計	－	卸売市場特別会計	－
公共下水道事業会計	－	公設合併処理浄化槽事業特別会計	－
農業集落排水事業会計	－	宅地造成事業特別会計	－

※　「－」は、資金不足額がないことを示す。経営健全化基準はいずれの会計も「２０%」。

報告第３４号～報告第３８号　経営状況の報告について

地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、経営状況を説明する書類を議会に提出するもの。

【報告第３４号】 公立大学法人宮崎公立大学の経営状況について ＜経営状況を説明する書類＞ ・　平成３０年度事業報告書及び決算書 ・　平成３１年度事業計画書及び収支予算書	【企画政策課】
【報告第３５号】 公益財団法人宮崎文化振興協会の経営状況について ＜経営状況を説明する書類＞ ・　平成３０年度事業報告書及び決算書 ・　平成３１年度事業計画書及び収支予算書	【教育委員会 生涯学習課】
【報告第３６号】 一般財団法人宮崎市清武文化会館の経営状況について ＜経営状況を説明する書類＞ ・　平成３０年度事業報告書及び決算書 ・　平成３１年度事業計画書及び収支予算書	【文化・市民活動課】
【報告第３７号】 公益財団法人宮崎市体育協会の経営状況について ＜経営状況を説明する書類＞ ・　平成３０年度事業報告書及び決算書 ・　平成３１年度事業計画書及び収支予算書	【スポーツランド推進課】
【報告第３８号】 宮崎市フェニックス自然動物園管理株式会社の経営状況について ＜経営状況を説明する書類＞ ・　平成３０年度営業報告書 ・　平成３１年度事業計画書	【公園緑地課】

報告第３９号　公立大学法人宮崎公立大学の平成３０年度業務実績に関する評価結果について　【企画政策課】

◇概要

地方独立行政法人法第７８条の２第６項の規定により、公立大学法人宮崎公立大学の平成３０年度業務実績に関する評価結果を議会に報告するもの。

＜提出書類＞

・　公立大学法人宮崎公立大学平成３０年度業務実績に関する評価結果

報告第４０号　公立大学法人宮崎公立大学の第２期中期目標に係る業務実績に関する評価結果について　【企画政策課】

◇概要

地方独立行政法人法第７８条の２第６項の規定により、公立大学法人宮崎公立大学の第２期中期目標に係る業務実績に関する評価結果を議会に報告するもの。

＜提出書類＞

・　公立大学法人宮崎公立大学第２期中期目標に係る業務実績に関する評価結果

報告第４１号～報告第４５号　専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定による専決処分について、議会に報告するもの。

（１）議決事項の一部変更に係る専決処分（工事請負契約・工事委託契約）

報告第４１号　専決処分の報告について　【契約課（文化・市民活動課）】

◇概要

平成３０年９月定例会で議決された工事請負契約において、契約金額に変更が生じたため、議決事項の一部変更に係る専決処分を行ったもの。

◇変更事項

「３　契約の金額　２４０，０６２，４００円」を

「３　契約の金額　２４７，３０９，０３７円」に変更する。

（７，２４６，６３７円の増額）

◇変更理由

・既設設備の改修に係る追加工事について

当初設計では、空調機器のみを更新し、既設の機械基礎及び電気設備を流用することとしていたが、選定機種に合わせて既設設備の一部を改修する必要が生じたため。

・劣化不具合箇所の取替えに係る追加工事について

当初設計では、空調設備の風量を調整するダンパーの取替えを計上していなかったが、現場施工時に固着等の劣化不具合箇所が判明し、施設全体の空調運転円滑化のために取替えを行う必要が生じたため。

※（参考）議決内容

当初契約議案：工事請負契約の締結（平成３０年９月定例会　議案第１１９号）

１　工事名　　宮崎市民文化ホール空調設備更新工事（その１）

２　契約の方法　　条件付一般競争入札

３　契約の金額　　２４０，０６２，４００円

４　契約の相手方　エアシステム・旭空調設備特定建設工事共同企業体

報告第４２号　専決処分の報告について　【市街地整備課】

◇概要

平成３０年６月定例会で議決された工事委託契約において、契約金額に変更が生じたため、議決事項の一部変更に係る専決処分を行ったもの。

◇変更事項

「３　契約の金額　１７１，７６７，５２０円」を

「３　契約の金額　１６３，６３０，８００円」に変更する。

（８，１３６，７２０円の減額）

◇変更理由

・既設橋台の撤去工法の変更に伴う増額

既設橋台の撤去について、工事着手前に地元より騒音振動対策要望がなされたことから、騒音振動の少ないワイヤーソーにより既設橋台コンクリートを切断する工法へ変更を行う必要が生じたため。

・国土交通省の工事発注に伴い、入札残額が発生したことによる減額

※（参考）議決内容

当初契約議案：工事委託契約の締結（平成３０年６月定例会　議案第８８号）

１	工事名	昭和通線（小戸之橋）整備事業に伴う左岸側橋台（Ａ１橋台）新築工事
２	契約の方法	随意契約
３	契約の金額	１７１，７６７，５２０円
４	契約の相手方	国土交通省九州地方整備局

（２）和解及び損害賠償の額を定めることに係る専決処分（公用車運転中の事故等）

報告第４３号～報告第４５号　専決処分の報告について

【報告第４３号】　【資産税課】 《事故の概要》　市の軽自動車が相手方のブロック塀に乗り上げ、ブロック塀の一部が破損した。 《事故発生日》　平成３１年４月１７日 《事故の場所》　宮崎市太田４丁目 《損害賠償額》　損害に係る賠償　４５，０００円（市が相手方に対して） 《過失の割合》　市１００％
【報告第４４号】　【道路維持課】 《事故の概要》　相手方がグレーチング蓋の外れていた集水ますに足を踏み入れ、相手方の人身傷害が生じた。 《事故発生日》　平成３０年８月１１日 《事故の場所》　宮崎市花山手東１丁目５番地１７先道路（大坪１号橋）上 《損害賠償額》　人身傷害に係る賠償　４５７，２８３円（市が相手方に対して） 《過失の割合》　市７０％、相手方３０％
【報告第４５号】　【道路維持課】 《事故の概要》　相手方が自転車で走行中に、道路上に倒れていた竹の枝に接触し、相手方の眼鏡が破損した。 《事故発生日》　平成３０年１０月７日 《事故の場所》　宮崎市大字瓜生野字松ノ木丸４４７６番３の道路上 《損害賠償額》　損害に係る賠償　１１，３４０円（市が相手方に対して） 《過失の割合》　市５０％、相手方５０％